

## 令和4年度第2回亀岡市文化財保護委員会 議事録

日 時:2022/08/17 15:00~17:00

場 所:亀岡市役所 別館3階

出席者: 会 長 大 場 修  
委 員 安 藤 信 策  
委 員 鶴 島 三 壽  
委 員 田 中 智 子  
委 員 野 原 通 夫  
委 員 森 島 康 雄  
委 員 横 内 裕 人

### 出席事務局職員

神 先 宏 彰 教育長  
岩 崎 盛 雄 歴史文化財課長兼文化財係長事務取扱  
八 木 めぐみ 歴史文化財副課長兼資料館企画係長事務取扱  
飛鳥井 拓 歴史文化財課主任  
大 西 文 拳 歴史文化財課主事  
樋 口 隆 久 会計年度任用職員

欠席者: 委 員 深 町 加津枝  
委 員 豊 田 知 八  
委 員 松 岡 久美子  
片 山 久仁彦 教育部長兼文化資料館長

傍聴者: なし

### 議事の概要

- (1) 開会
- (2) 委嘱状の交付
- (3) 教育長あいさつ
- (4) 令和4年度亀岡市文化財関連事業の計画について
  - ①文化財係 事業計画
  - ②文化資料館 事業計画
  - ③亀岡市文化財保存活用地域計画について
- (5) 亀岡市新指定文化財の候補について
  - ①亀岡市文化財保護条例・指定基準について
  - ②新指定文化財候補の概要について
- (6) 事務連絡
- (7) 閉会

○教育長から第29期亀岡市文化財保護委員へ委嘱状の交付を行った。

○議事1の「令和4年度亀岡市文化財関連事業の計画」について、事務局から委員に対して説明を行った。

委員：文化資料館が行っている伝統文化親子体験事業は希望があれば文化財保存団体で申請を行うことができるのか。

事務局：伝統文化親子体験事業は京都府が文化庁の補助金を受けて、文化を未来に伝える次世代育み事業として亀岡市が委託を受けて実施している。文化財保存団体として受けることができるメニューがあるか確認する。

委員：文化財保存活用地域計画の巻末資料の文化財一覧表について、無形文化財と無形民俗文化財の種別の区分けがおかしい。

事務局：確認のうえ、最終点検の際に修正する。

委員：本文中に市の地名など市外の人にも分かるような地図等を入れて欲しい。

事務局：地理的環境に地図はあるが、地名等を加えた地図を用意する。

○亀岡市指定文化財の指定基準と亀岡市新指定候補の秋葉神社・円通寺にある惣構えの説明を行った。

事務局：民家を建築するにあたって多くの土塁が壊されているため秋葉神社と円通寺の土塁を早急に指定し保全していく必要があると考える。

委員：秋葉神社の地権者はだれなのか。

事務局：旧亀岡町となっているが、管理は紺屋町が行っているため整理が必要である。

委員：指定に際して所有者の同意が必要であるが、この場合はだれの同意が必要か。

事務局：紺屋町と相談が必要であると考えますが、市の所有となれば特に同意は必要ない。

委員：今までに7回発掘調査を行っているが、今回の調査費用はどうするのか。

事務局：今回は発掘ではない。都市計画課が進めている伝統的建造物群の調査で惣構えの測量を行う予定となっている。

委員：伝統的建造物群での調査であり、史跡調査でないため現場で適切な指導をお願いしたい。

委員：惣構えは地上に出ている土塁部分が注目されがちであるが、堀もセットである。

そのことから、指定の範囲はどのようにするのか。

事務局：土塁と堀の地権者が違う場合が多く、今まで指定してきた惣構えについても惣構えとしながら地権者が整理しやすい土塁のみを指定してきたというのが現状である。

委員：指定の範囲は土塁のみで堀については指定の範囲外ということでよいか。

事務局：そうである。堀についてはU字溝となっていたり、埋められてあり、江戸時代からの形ではなくなっている場合が多い。そのため江戸時代からの形を残す土塁

の方が歴史的価値の評価がしやすく、土塁を優先的に指定を進めているというところである。

委員：これまでの調査で堀の断面を切るなどの発掘調査は行っているのか

事務局：京町天満宮内にある土塁でそのような調査を行ったが、工事に伴う発掘調査であったため掘削深度は浅く、徹底的な調査はできていない。

委員：今回の指定の候補はこの2件のみであるか。他にも調査が必要なものはないのか。

事務局：他の土塁は民地が多く、調査の際の交渉が難しいことが予想される。そのため地権者と協議がしやすい場所を選んでいる。

委員：今回2件の総構えを指定し、今まで指定してきたものに加えて1件に統合するということでよいか。

事務局：指定をする際に、先の指定に含めるという形で答申を行い、教育委員会で認可されるという流れになる。

委員：亀岡市指定となっている総構えが7件であり、そのうち京都府暫定登録文化財として登録されているのが6件ある。新たに指定される2件との整理が必要と考える。

委員：一部が暫定となった経緯を教えてください。

事務局：京都府の担当者の判断で比較的に残りが良いものが暫定登録文化財となった。

○最後に今後の亀岡市文化財保護委員会の日程等を確認し閉会した。